本部町地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

平成２８年度～平成３７年度

平成 29 年３月

本　部　町

目　次

１．計画の背景……1
1.1　地球温暖化のメカニズム……1
1.2　地球温暖化の進行による影響とは……2
1.3　世界の動向……3
1.3　国内の動向……4
２．計画の基本的事項……5
2.1　計画の目的……5
2.2　計画策定の基本的な考え方……5
2.3　実行計画による効果……6
2.4　基準年度・計画期間……1
2.5　計画の対象範囲……7
2.6　対象とする温室効果ガス……3
３．二酸化炭素の排出実態……5
3.1　二酸化炭素排出量……9
3.2　庁舎別排出量……5
４．計画の目標……13
4.1　二酸化炭素削減目標の基本的な考え方……13
4.2　二酸化炭素の削減目標……13
５．目標達成に向けた取り組み……15
5.1　事務作業等にあたっての取り組み……15
5.2　施設管理にあたっての取り組み……17
5.3　その他……18
６．計画の推進……19
6.1　推進体制……19
6.2　進行管理……21
6.4　計画の取り組み成果の公表……22
6.5　職員に対する研修・情報提供……22
資　料　編

1．計画の背景

1.1　地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー（太陽光）と地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、ほぼ一定（平均気温 14℃）に保たれています。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。地球温暖化の進行は様々な影響を及ぼします（図表 1-1～図表 1-2 参照）。

沖縄地方の年平均気温の上昇は、100 年間あたり約 1.11℃の上昇となっています（図表 1-３参照）。

図表 1-1　地球温暖化のメカニズム

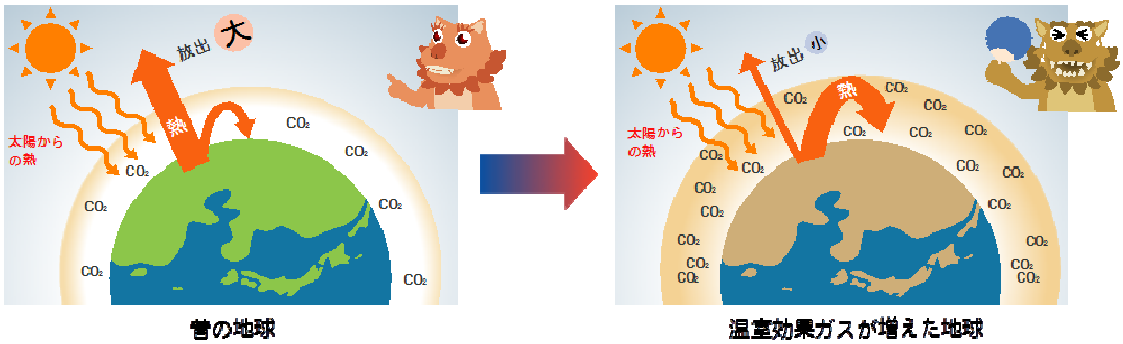

図表 1-2　地球が温暖化するとどうなる？

●強く大きな台風や洪水、干ばつなどの異常気象が増加します。

●海水温の上昇によりサンゴ礁がなくなって、魚などの生物もいなくなってしまいます。

●生態系への影響や、熱中症患者数の増加、マラリアなどの感染症が増加すると言われています。

出典：パンフレット「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」　沖縄県　2016 年

図表 1-3　沖縄各地点の年平均気温の経年変化（2015 年まで）

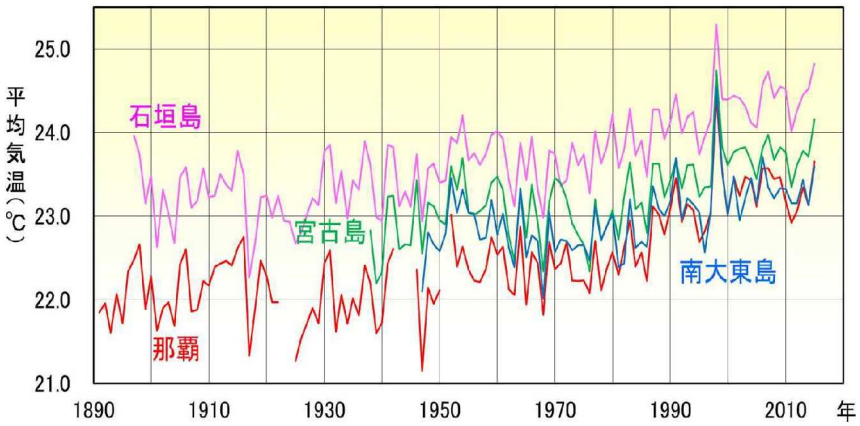

出典：平成 28 年度病害虫発生予報第８号（11 月予報）　沖縄県病害虫防除技術センター

1.2　地球温暖化の進行による影響とは

気候変動に関する政府間パネル(以下、「IPCC」という。)の第５次評価報告書(2013～2014)によると、世界の平均気温は 0.85℃上昇（1880～2012 年)、世界平均海面水位は 19cm 上昇（1901～2010 年）したことが報告されており、地球の気候が温暖化に向かっていることに疑う余地がなく、原因は人為起源による温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと結論づけています。

図表 1-4　地球温暖化による世界への影響

項目	内容
地球温暖化の原因	○大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は、過去 80 万年間で前例のない水準まで増加している。 ○人間の活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性 95%以上)。
現状（観測事実）	○1880～2012 年において、世界平均地上気温は 0.85℃上昇。 ○1901～2010 年において、世界平均海面水位は 19cm 上昇。 ○海洋は人為起源の二酸化炭素の約 30%を吸収して、海洋酸性化を引き起こしている。 ○1992～2005 年において、3,000m 以深の海洋深層においても水温が上昇している可能性が高い。
将来予測等	○今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は 0.3～4.8℃である可能性が高い。 ○今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は0.26～0.82m である可能性が高い。 ○海洋による炭素貯留の増加が将来、酸性化を進めるであろうことはほぼ確実である。

出典：IPCC 第５次評価報告書（統合報告書 2014）より抜粋

このように地球温暖化の進行は、気候そのものや生態系に対して、重大な影響を与える可能性が高いと考えられています。国際社会においては、地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するため、人為的活動による温室効果ガスの排出を大幅に削減して、最終的には排出量を少なくする取り組みが必要であることが認識されています。

1.3　世界の動向

①気候変動枠組条約に基づく取り組み（京都議定書）

IPCC による第 1 次評価報告書（1990（平成 2）年）において、温暖化（気候変動）が取り上げられ、社会的に非常に注目されました。こうした動きを受けて国際的な温暖化対策の枠組みとして、1992（平成 4）年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、現在と将来の気候を守り次世代に引き継ぐことを究極の目標としています。

1997（平成 9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）では、先進国に対して第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）における温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、国内においても具体的な対策に取り組むこととなりました。

しかしながら、第一約束期間で削減義務を負う国の温室効果ガス排出量は、当時最大の排出国であったアメリカが参加していないことから、世界全体の約 25%程度の割合となっています。また、第二約束期間（2013（平成 25）年から 2020（平成 32）年）については、1990（平成 2）年比で 18%以上削減することなど一応の合意がなされましたが、削減の数値目標を設定し参加した国は EU 諸国、オーストラリアなどに限られ、日本、ロシア、ニュージーランドは第二約束期間に参加しないことを表明しました。

②パリ協定（COP21）

削減約束を負わない途上国から排出される温室効果ガスは、人口の増加や経済発展に伴って急増して世界全体の約 60%を占めており、今後も増加が予測されています。今後、全ての国に対して削減措置を求めていくことが重要となってきました。

そして、2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された COP21 において、2020 年以降の温暖化対策に 196 か国と地域が参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

この協定では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分に低く抑える目標を掲げたうえ、さらに 1.5℃以内とより厳しい水準に向かって努力し、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこととしています。

1.4　国内の動向

①京都議定書・地球温暖化対策の推進に関する法律

日本は、京都議定書の第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）に参加し、温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比で 6%削減することを約束しました。この目標を達成するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温大法」という。）が 1998（平成 10）年 10 月に公布され、その後の改正を経て、国、地方公共団体、事業者など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組が整備されています。

また、京都議定書の発効を受けて、2005（平成 17）年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められ、基準年（1990 年）比 6%削減の目標達成に向けた様々な取り組みが実施されてい

ます。
2014（平成 26）年７月には、温室効果ガスの総排出量に森林等吸収源や京都メカニズムクレジットを加味した第一約束期間の５か年平均では、基準年比 8.4%減となり、京都議定書の目標を達成したことが発表されました。

②東日本大震災以降の温暖化対策

京都議定書以降の温暖化対策については、2008（平成 20）年７月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050（平成 62）年までに温室効果ガスを現状から 60～80%削減することとされました。

しかし、2011（平成 23）年３月 11 日に発生した東日本大震災とその後のエネルギー供給体制の変化により、国の温暖化対策やその目標は大きく見直されました。

2013（平成 25）年３月には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（地球温暖化対策推進本部決定）により、当時の我が国の中期目標である「2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減」をゼロベースで見直すこととされました。2013（平成 25）年 11 月には、「2020（平成 32）年度の温室効果ガス削減目標は、2005（平成 17）年度比で 3.8%減とする」という新しい目標が示されました。ただし、これは原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標です。

③新たな温室効果ガス削減目標

2015（平成 27）年７ 月には、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討を踏まえて我が国の新たな削減目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 26.0%削減」を表明しました。この削減目標は、約束草案として、気候変動枠組条約事務局に提出されました。

2. 計画の基本的事項

2.1　計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「京都議定書」に基づき、本部町役場において温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策に率先して取り組んでいくため、「本部町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の策定を目的とします。

2.2　計画策定の基本的な考え方

今日の環境問題における大きな課題のひとつの地球温暖化問題は、人間活動に伴って大量に排出される二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスの影響で、人類の存在に影響を与える深刻な環境問題です。

主な原因である二酸化炭素は、日常の事業活動や社会生活から発生しています。この問題を解決していくために、化石燃料に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造から、省資源、省エネルギー等による循環を基本とした持続可能な社会へ転換していくことが求められています。日本では、2015（平成 27）年 7 月に新たな削減目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 26.0%削減」が定められました。

地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、温暖化対策の取り組みを定めた「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」（実行計画）の策定と実施状況の公表が義務づけられました（第 21 条）。

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）
第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
２ 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 計画期間
二 地方公共団体実行計画の目標
三 実施しようとする措置の内容
四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
（中略）
８ 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2.3　実行計画による効果

本部町役場は、当該行政区域において、温室効果ガス排出量の比較的大きい経済主体となるため、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものであり、また、役場自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められます。

本計画の策定により期待されるその他の効果として、以下が挙げられます。

①グリーン調達の推進

実行計画には、低公害車・低燃費車や太陽光等の自然エネルギーの導入等といった温室効果ガス排出抑制のための措置に関する目標が盛り込まれます。すべての都道府県や市町村が具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の取組と相まって、我が国全体としてみると、大きなマーケットを創出することができます。

②事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。実行計画の策定や実施により、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成することができます。

③温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

役場には、事業者や住民に身近な公共セクターとして、地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行うことが期待されています。自らの取組を通じて、取組実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができます。

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」　環境省　平成 26 年３月

2.4　基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は、活動量が適切に把握できる最新年度の平成 27 年度とします。

また、計画期間は、その翌年度の平成28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします（図表 2-1 参照）。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

図表 2-1　基準年度と計画期間

基準年度	平成 27 年度
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）

2.5　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は図表 2-2 に示す部局等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。

図表 2-2　計画の対象範囲

計　画　対　象　施　設		
庁舎	本庁舎	総務課 企画政策課 商工観光課 住民課 町税対策課 福祉課 保険予防課 建設課 産業振興課 会計課 公営企業課 議会事務局 教育委員会事務局
総務課 出先機関	総務課	本部町会館（町営ホール）
商工観光課 出先機関	商工観光課	町営市場 桜の森公園管理棟
福祉課 出先機関	福祉課	渡久地保育所
保険予防課 出先機関	保険予防課	葬斎場
公営企業課 出先機関	公営企業課	水道管理センター 下水道浄化センター
教育委員会事務局 出先機関	教育委員会事務局	学校給食センター 本部中学校 上本部中学校 水納小中学校 伊豆味小中学校 本部小学校 上本部小学校 瀬底小学校 崎本部小学校 本部幼稚園 上本部幼稚園 瀬底幼稚園 崎本部幼稚園 伊豆味幼稚園

2.6　対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第２条３項には７種類の温室効果ガスが規定されています。そのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）については、排出量の算定が困難であることと、日本の温室効果ガス排出量に占める割合が小さいことから、本町からの排出量も小さいものと想定されます（図表 2-3 参照）。

図表 2-3　地球温暖化対策推進法第２条３項に規定されている７種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数（注１）	日本の排出量割合（%）（注２）	本計画の対象物質
二酸化炭素（CO_2）	化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）の燃焼やセメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生など	1	92.6	○
メタン（CH_4）	稲作、家畜などの農業部門や廃棄物の埋立からの排出など	25	2.4	-
一酸化二窒素（N_2O）	燃料の燃焼によるものや農業部門からの排出など	298	1.6	-
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用	1,430 など	3.0	-
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造や電子部品などの不活性液体などとして使用	7,390 など	0.3	-
六フッ化硫黄（SF_6）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造などに使用	22,800	0.2	-
三フッ化窒素（NF_3）	半導体製造でエッチング液として使用	17,200	0.04	

（注１）大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO_2を１として相対値として表したもの。

（注２）平成 26 年度温室効果ガス排出量（速報値）より作成。
出典：環境省　ウェブサイト
（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2015sokuho.pdf）

メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン等の６種類については、本町の事務・事業における温室効果ガスに占める割合がわずかであることが想定されます。二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン等の６種類の温室効果ガスについては、排出量把握の対象から除外します。

したがって、本実行計画の温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は、二酸化炭素（CO_2）の１ 種類とします。

温室効果ガス排出量を把握する対象物質：二酸化炭素（CO_2）

3. 二酸化炭素の排出状況

3.1 二酸化炭素排出量

本町の事務・事業に伴い発生する二酸化炭素総排出量は、基準年度である平成２７年度において、2,354.9 t-CO_2の値を示しています（図表 3-1 参照）。

二酸化炭素排出量を発生源別にみると、電気の使用量が 2,135.5 t-CO_2（90.7%）と最大です。

次いで、ガソリンが 83.9 t-CO_2（3.6%）、灯油が 58.5 t-CO_2（2.5%）となっており、上位３種類で二酸化炭素排出量の 96.8%の割合を占めています。

図表 3-1　発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源		活動量（使用量）	排出量（t-CO_2）	排出割合（%）
燃料使用	ガソリン	36,135L	83.9	3.6
	灯油	23,480L	58.5	2.5
	軽油	22,279L	57.6	2.4
	A重油	376L	1.0	0.04
	液化石油ガス（LPG）	2,813m^3	18.4	0.8
電気使用量		2,662,740kWh	2,135.5	90.7
合　計		－	2,354.9	１００

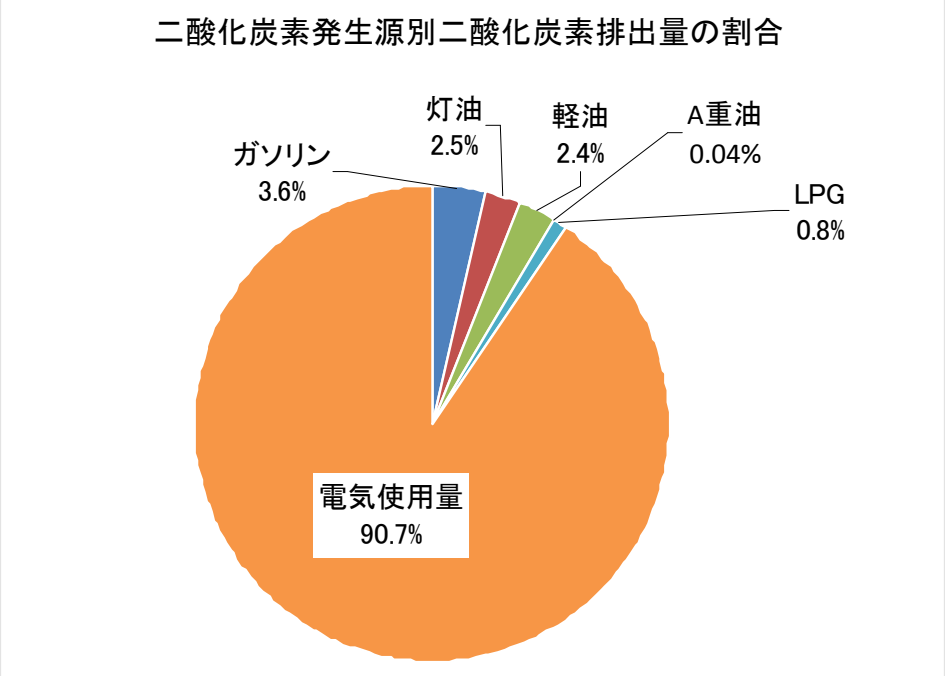

3.2　庁舎別二酸化炭素排出量

①庁舎別の二酸化炭素排出量

庁舎別の二酸化炭素排出量をみると、公営企業課出先機関が 1,162.5 t -CO_2（49.4%）と最も大きく、次いで、教育委員会出先機関が 675.8 t -CO_2（28.7%）、本庁舎が 389.0 t -CO_2（16.5%）と続きます（図表 3-2 参照）。

図表 3-2　庁舎別二酸化炭素排出量

計画対象施設	二酸化炭素（t-CO_2）	排出割合（%）
本庁舎	389.0	16.5
総務課出先機関	12.1	0.5
商工観光課出先機関	38.2	1.6
福祉課出先機関	33.6	1.4
保険予防課出先機関	43.7	1.9
公営企業課出先機関	1,162.5	49.4
教育委員会出先機関	675.8	28.7
合　計	2,354.9	100.0

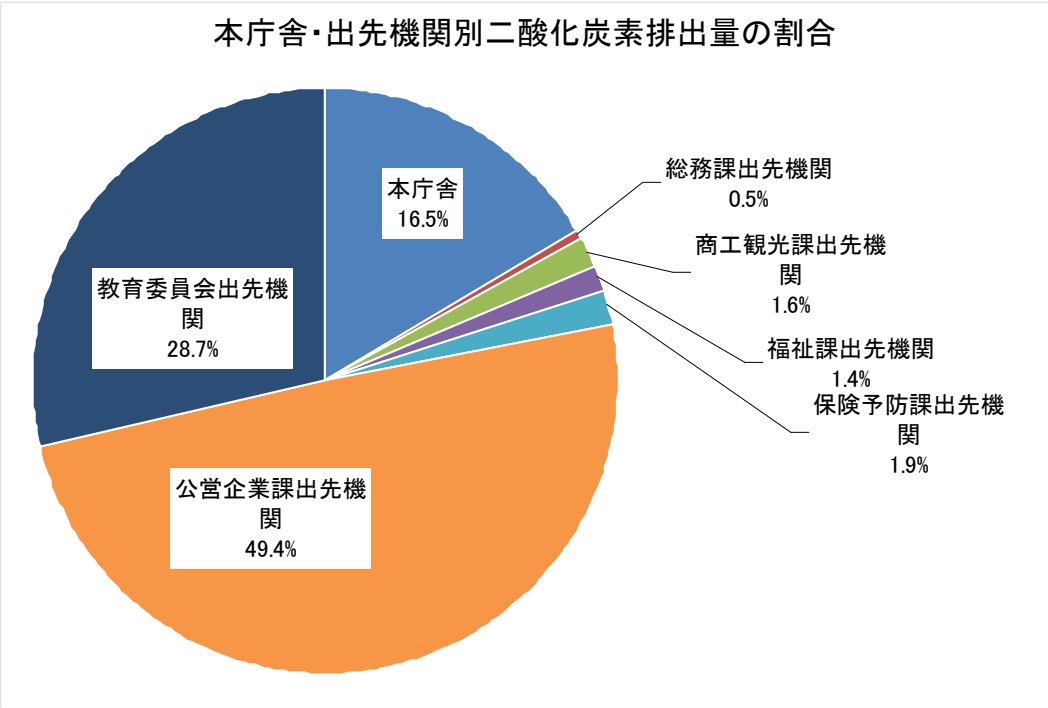

②庁舎別燃料別の二酸化炭素排出量

庁舎別の排出される二酸化炭素は、公営企業課の出先機関である浄化センターが 799.3 t-CO_2（33.9%）と最も大きく、二番目に高い排出量は、水道管理センターの 363.1 t-CO_2（15.4%）であり、その各々では電気が主な発生源です。

次に、三番目に高い排出量は、本庁舎（総務課）の 267.2 t-CO_2（11.3%）であり、電気が主な発生源となっています。（図表 3-3～図表 3-4 参照）。

図表 3-3　本庁舎別燃料別の二酸化炭素排出量

庁舎・機関		担当課・施設名	二酸化炭素									
			ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気使用量	計			比率
			（t-CO_2）	（t-CO_2）	（t-CO_2）	（t-CO_2）	（t-CO_2）	（t-CO_2）	（t-CO_2）	課別	機関別	%
庁舎	本庁舎	企画政策課	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0			0.2%
		住民課	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1			0.0%
		町税対策課	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6			0.0%
		建設課	7.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6			0.3%
		産業振興課	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.6			0.5%
		商工観光課	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3			0.1%
		議会事務局	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2			0.1%
		教育委員会	5.4	0.0	16.1	0.0	0.0	0.0	21.5			0.9%
		福祉課	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3			0.2%
		保険予防課	18.7	0.0	32.4	0.0	0.0	0.0	51.1			2.2%
		公営企業課	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4			0.7%
		総務課	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	261.2	267.2	389.0	389.0	11.3%
出先機関	総務課出先機関	町営ホール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	12.1	12.1		0.5%
	商工観光課出先機関	町営市場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.0	34.0			1.4%
		桜の森公園	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	38.2		0.2%
	福祉課出先機関	保育所	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	32.3	33.6	33.6		1.4%
	保険予防課出先機関	葬斎場	0.0	34.2	0.0	0.0	0.0	9.5	43.7	43.7		1.9%
	公営企業課出先機関	水道管理センター	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	362.2	363.1			15.4%
		浄化センター	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	798.3	799.3	1,162.5		33.9%
	教育委員会出先機関	給食センター	0.6	23.0	8.1	0.0	17.2	50.4	99.2			4.2%
		本部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	155.3	155.4			6.6%
		本部中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	135.3	135.5			5.8%
		上本部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	48.7	48.8			2.1%
		上本部中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	66.1	66.2			2.8%
		水納小中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	17.2	17.9			0.8%
		瀬底小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	51.5	51.6			2.2%
		崎本部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.9	38.0			1.6%
		伊豆味小中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	63.2	63.3	675.8	1,965.9	2.7%
合　計			83.9	58.5	57.6	1.0	18.4	2,135.5	2,354.9	2,354.9	2,354.9	100.0%
比　率			3.6%	2.5%	2.4%	0.0%	0.8%	90.7%	100.0%	100.0%	100.0%	-

（注）本庁舎の電気は、総務課で一括計上。

3. 二酸化炭素の排出状況

図表 3-4　本庁舎別燃料別の二酸化炭素排出量

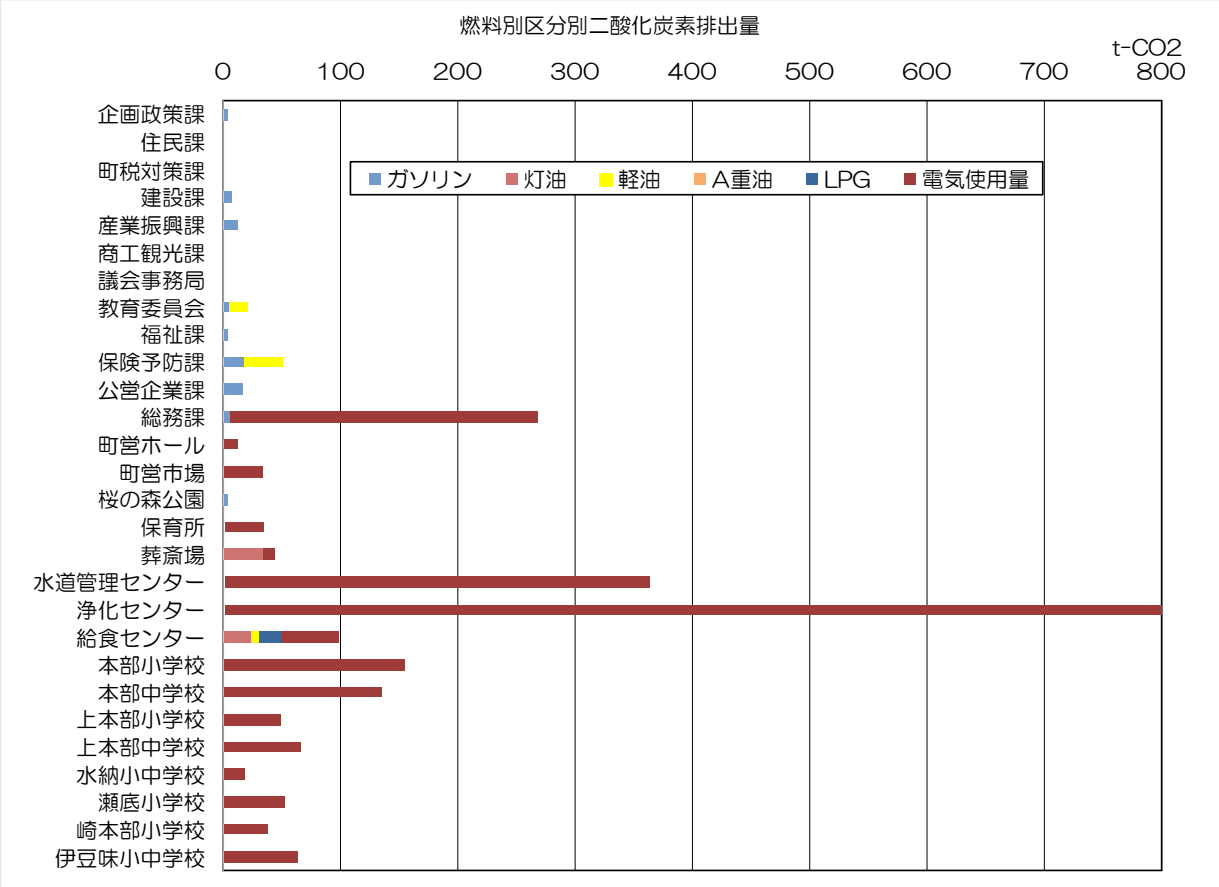

4. 計画の目標

4.1　二酸化炭素削減目標の基本的な考え方

本町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量の削減にあたっては、それぞれの特性に応じて効果的に排出抑制に向けた取り組みを推進することが必要です。

また、職員一人ひとりが削減対策に取り組める実効的な目標設定を行います。

4.2　二酸化炭素の削減目標

本計画では、本町の事務・事業から排出する二酸化炭素の総排出量を初年度の平成 28 年度は 0.4%を削減目標と定め、以降、計画期間最終年度の平成 37 年度までに 5.5%を削減目標と定めます。

二酸化炭素削減に毎年の数値目標を立てることにより進行管理にメリハリがつけられるものと考えられます。

本町の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素総排出量を基準年度の平成 27 年度と比較して計画期間最終年度の平成 37 年度までに **5.5%**削減します。

削減目標　2,354.9(t-CO_2) × 5.5% ＝ 129.4(t-CO_2)

図表 4-1　二酸化炭素の施設別及び総排出量の削減目標

単位：t-CO2

庁舎・機関		担当課・施設名	H27（基準年度）			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37（目標年度）	削減率	
			小分類（比率）	中分類（比率）	大分類（比率）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目　（比率）		
庁舎	本庁舎	総務課	267.2 (11.3%)			266.7	266.1	265.6	265.1	264.5	264.0	263.5	262.9	262.4	261.9 (11.8%)	2.0%	
		企画政策課	4.0 (0.2%)			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9 (0.2%)	2.0%	
		商工観光課	1.3 (0.1%)			1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3 (0.1%)	2.0%	
		住民課	0.1 (0.0%)			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1 (0.0%)	2.0%	
		町税対策課	0.6 (0.0%)			0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6 (0.0%)	2.0%	
		福祉課	4.3 (0.2%)			4.3	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2 (0.2%)	2.0%	
		保険予防課	51.1 (2.2%)			51.0	50.9	50.8	50.7	50.6	50.5	50.4	50.3	50.2	50.1 (2.3%)	2.0%	
		建設課	7.6 (0.3%)			7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4 (0.3%)	2.0%	
		産業振興課	12.6 (0.5%)			12.5	12.5	12.5	12.5	12.4	12.4	12.4	12.3	12.3	12.3 (0.6%)	2.0%	
		公営企業課	17.4 (0.7%)			17.4	17.4	17.3	17.3	17.3	17.2	17.2	17.2	17.1	17.1 (0.8%)	2.0%	
		議会事務局	1.2 (0.1%)			1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2 (0.1%)	2.0%	
		教育委員会事務局	21.5 (0.9%)	389.0 (16.5%)	389.0 (16.5%)	21.5	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3	21.2	21.2	21.1	21.1 (0.9%)	2.0%	
出先機関	総務課出先機関	町営ホール	12.1 (0.5%)	12.1 (0.5%)		12.1	12.1	12.0	12.0	12.0	12.0	11.9	11.9	11.9	11.9 (0.5%)	2.0%	
	商工観光課出先機関	町営市場	34.0 (1.4%)			33.8	33.6	33.5	33.3	33.1	33.0	32.8	32.6	32.5	32.3 (1.5%)	5.0%	
		桜の森公園	4.2 (0.2%)	38.2 (1.6%)		4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1 (0.2%)	2.0%	
	福祉課出先機関	保育所	33.6 (1.4%)	33.6 (1.4%)		33.6	33.5	33.4	33.4	33.3	33.2	33.2	33.1	33.0	33.0 (1.5%)	2.0%	
	保険予防課出先機関	葬斎場	43.7 (1.9%)	43.7 (1.9%)		43.4	43.2	43.0	42.8	42.6	42.4	42.1	41.9	41.7	41.5 (1.9%)	5.0%	
	公営企業課出先機関	水道管理センター	363.1 (15.4%)			361.3	359.5	357.7	355.9	354.1	352.2	350.4	348.6	346.8	345.0 (15.5%)	5.0%	
		浄化センター	799.3 (33.9%)	1,162.5 (49.4%)		795.3	791.3	787.3	783.3	779.4	775.4	771.4	767.4	763.4	759.4 (34.1%)	5.0%	
	教育委員会出先機関	給食センター	99.2 (4.2%)			99.0	98.8	98.6	98.4	98.2	84.3	84.1	84.0	83.8	83.6 (3.8%)	2.0%	2.0%
		本部小学校	155.4 (6.6%)			155.1	154.8	154.4	154.1	153.8	153.5	153.2	152.9	152.6	152.3 (6.8%)	2.0%	
		本部中学校	135.5 (5.8%)			135.2	135.0	134.7	134.4	134.1	133.9	133.6	133.3	133.1	132.8 (6.0%)	2.0%	
		上本部小学校	48.8 (2.1%)			48.7	48.6	48.5	48.4	48.3	41.5	41.4	41.3	41.2	41.1 (1.8%)	2.0%	2.0%
		上本部中学校	66.2 (2.8%)			66.0	65.9	65.8	65.6	65.5	56.3	56.1	56.0	55.9	55.8 (2.5%)	2.0%	2.0%
		水納小中学校	17.9 (0.8%)			17.8	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.6	17.6	17.6	17.5 (0.8%)	2.0%	
		瀬底小学校	51.6 (2.2%)			51.5	51.4	51.3	43.9	43.8	43.7	43.6	43.5	43.4	43.4 (1.9%)	2.0%	2.0%
		崎本部小学校	38.0 (1.6%)			37.9	37.8	37.7	37.7	37.6	37.5	37.4	37.4	37.3	37.2 (1.7%)	2.0%	
		伊豆味小中学校	63.3 (2.7%)	675.8 (28.7%)	1,965.9 (83.5%)	63.2	63.1	63.0	62.8	62.7	62.6	53.8	53.7	53.6	53.5 (2.4%)	2.0%	2.0%
合計			2,354.9 (100.0%)	2,354.9 (100.0%)	2,354.9 (100.0%)	2,346.5	2,338.0	2,329.6	2,313.8	2,305.4	2,267.5	2,250.5	2,242.2	2,233.8	2,225.5 (100.0%)	5.5%	
比率			100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	99.3%	98.9%	98.3%	97.9%	96.3%	95.6%	95.2%	94.9%	94.5%		

注：①給食センター、②上本部小学校、③上本部中学校、④瀬底小学校の 4 施設の建替により、各施設二酸化炭素排出量を 25%削減する。
※役場本庁舎は建替により m^3 当たり 30%削減することができたため。

5. 目標達成に向けた取り組み

本町は各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の視点により行動することで、率先して地球温暖化対策を行う必要があります。

5.1　事務作業等にあたっての取り組み

本計画の目標を達成するためには、町民サービスの向上と省エネルギーの一層の推進等を両立させながら、様々な取り組みを推進する必要があります。それらを踏まえ、以下に挙げる取り組みについて、積極的に推進します。

①電気機器等についての取り組み

〇LED 照明など、エネルギー効率の高い電気機器の購入
〇残業時におけるスポットライト照明（LED）の利用促進
〇作業環境に適した照度を計測し照明の間引きを検討
〇昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行
〇更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行
〇使用しない OA 機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る
〇トイレには人感センサーの設置を検討
〇給湯器の適正な管理
〇冷房温度は 27 度を目安に温度設定の励行
〇冷房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用
〇扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める
〇空調設備の日常点検、フィルターの定期的な清掃
〇エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用

参考 1：空調温度を夏季に 1℃変えると約 10%の省エネになります

〇対象設備：空調機 10 台　電動機容量 計 55.2kW
〇省エネ効果：電力量 2,956kWh/年の削減

コスト削減額 **47 千円/年**

出典：「儲けにつながる省エネ術」一般財団法人 省エネルギーセンター

②公用車についての取り組み

〇ハイブリッド車、電気自動車などの環境対応車の導入
〇エコドライブ 5-5-5 の実践（図表 4-2 参照）
〇停車中におけるエンジンストップの実践
〇タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行
〇不必要な荷物は積まない
〇公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践
〇近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用

図表 4-2　エコドライブ 5-5-5

出典：「エコドライブ燃費記録表」財団法人 沖縄県公衆衛生協会

③事務用消耗品等についての取り組み

〇古紙配合率の高いコピー用紙の購入
〇再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入
〇グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入
〇用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）
〇使用済み封筒、ファイル等の再利用
〇資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行
〇資料ペーパーレス化の検討（電子化）
〇印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行
〇FAX 送付状の省略化の励行
〇使用済みポスター等を名刺等に活用
〇使い捨て容器（割り箸、紙コップ、紙皿）などの購入や使用を控えることの周知徹底

④水の使用についての取り組み

〇節水機器の導入の検討
〇水使用量の把握と節水の励行の周知徹底
〇ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用
〇雨水タンク等の保守管理の徹底
〇漏水を定期的にチェック
〇トイレに流水音発生器の設置を検討

⑤物を廃棄するときの取り組み

〇備品等は、修繕などにより極力、長期間使用
〇イベント会場では、ごみ分別回収する
〇茶殻等生ごみの水切りを徹底
〇ごみ減量・リサイクルの施策を推進するための「一般廃棄物処理基本計画」を策定

5.2　施設管理にあたっての取り組み

本町では、電力使用量の削減効果をめざし環境への配慮をします。

〇環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備
〇太陽光発電や風力等、再生可能エネルギーの導入の検討
〇省エネルギー型の機器・設備の導入の推進
〇設置されている蛍光灯の適正本数の検討
〇既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（ＬＥＤ照明）等への切替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入
〇雨水等水の有効利用の検討
〇屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進
〇バイオ燃料利活用の検討
〇自然光の有効利用
〇人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進
〇施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等の設置

○蛍光灯に反射板フイルムを貼付
○省エネルギー診断や ESCO 事業の活用を検討

5.3　その他

○毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める
○クールビズの実施
○３M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進
○職員１ 人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える
○職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れる
○環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼びかける
○新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける
○職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取り組み（清掃活動など）を行う
○環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境作りに努める

参考２：蛍光灯や水銀灯等を LED 照明に交換すると省エネになります

例）ランプ効率が高い LED 照明に交換することで、電力消費量を約５割から９割も削減できます。

光源	現状		LED（W/台）	省エネ率（%）
	灯数	W/台		
白熱灯	30	60	6.9	約 89
蛍光灯	100	83	45	約 46
水銀灯	10	400	125	約 69

コスト削減額 **417 千円/年**　　投資額 2,990 千円（回収 7.1 年）

注：「儲けにつながる省エネ術」一般財団法人 省エネルギーセンター

6. 計画の推進

6.1　推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務・事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的、かつ積極的に実践するとともに、本町としても総合的かつ計画的に事務・事業に係る二酸化炭素の削減に組織的に取り組む必要があります。

本計画においては、進行管理及び見直しを行う庶務（事務局）を「総務課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

また、各課に推進担当者を１名置き、庶務への二酸化炭素排出量等に関する報告を行うとともに、各課での二酸化炭素削減への取り組みの普及に努めます。

本計画の推進体制を図表 6-1 に示します。

「地球温暖化対策実行計画（見直し）及び推進委員会」「作業部会」「庶務」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

①地球温暖化対策実行計画（見直し）及び推進会議

委員長は副町長、副委員長は教育長とし、各課（局）長等の構成員をもって組織し、計画の見直し及び計画の推進点検を行います。

②作業部会、推進員

部会長は総務課長、副部会長は保険予防課長とし、各課（局）１名の職員を「推進員」（作業部会員を兼任）として置きます。「推進員」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、庶務と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

③庶務

庶務を「総務課」に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

6. 計画の推進

図表 6-1　本計画の推進体制

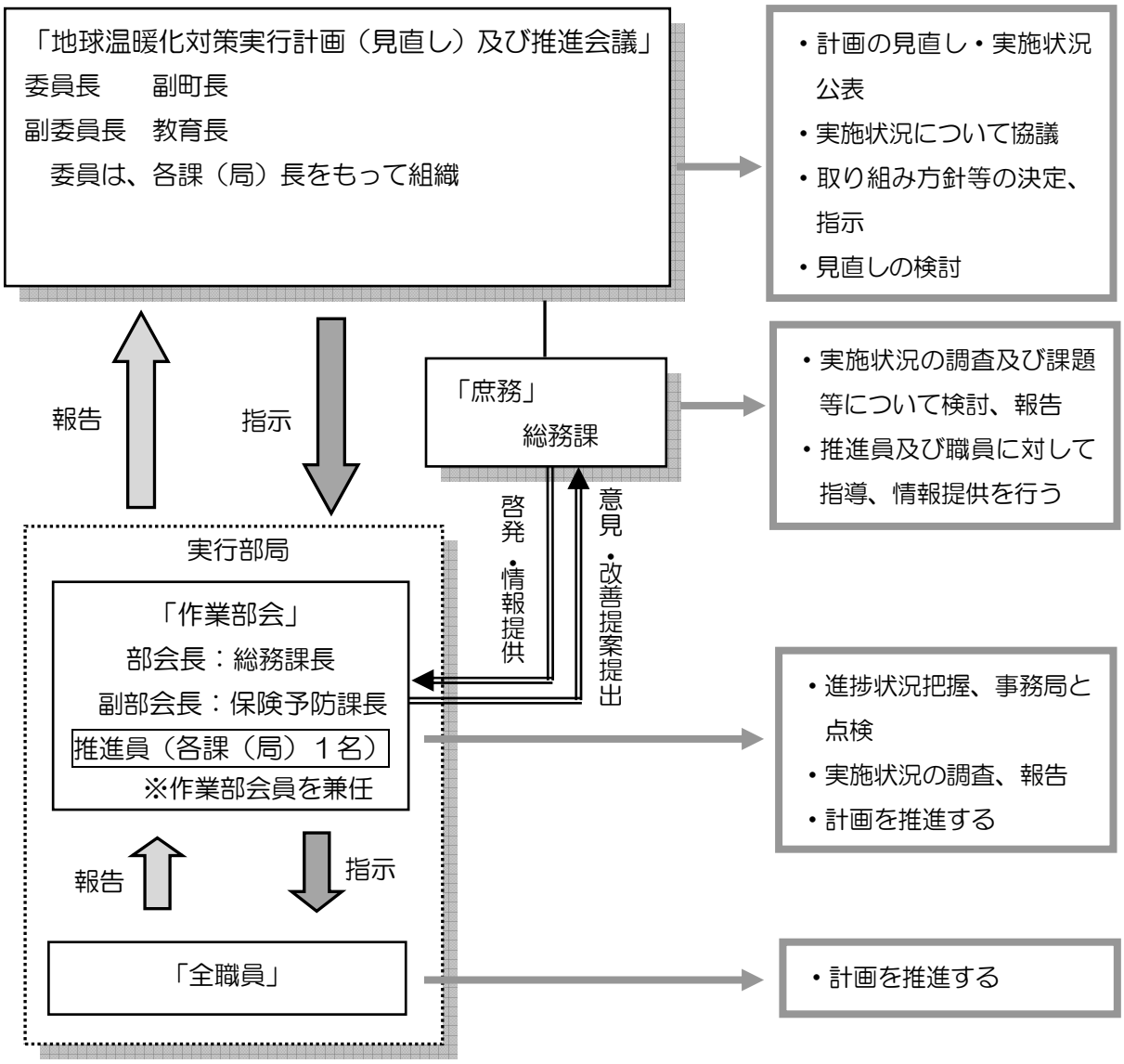

6.2　進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み結果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

図表 6-2 に示す PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより進行管理を推進します。

図表 6-2　PDCA サイクル

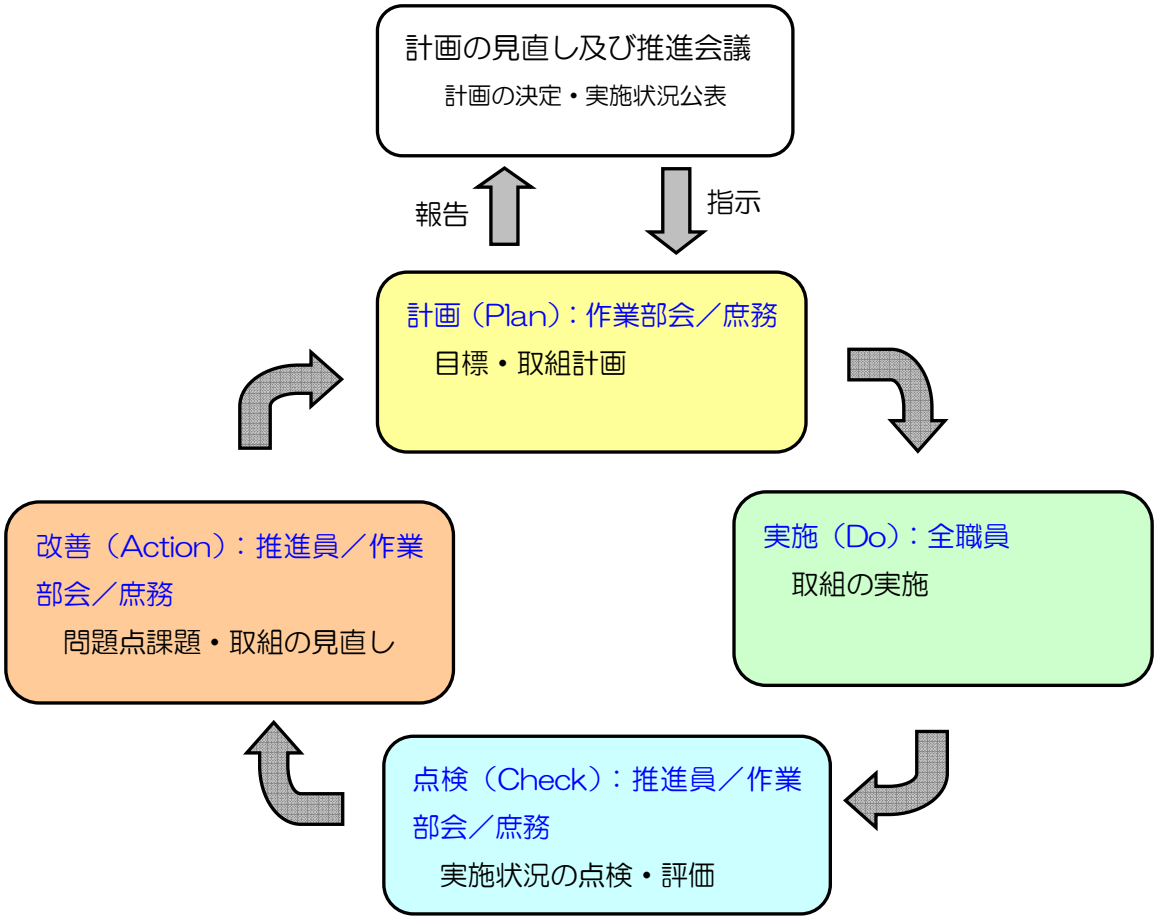

段　階	主　体	内　　容
計画 （Plan）	・計画の見直し及び推進会議 ・作業部会 ・庶務	・推進会議において、計画の決定及び変更を行い、作業部会に対して実行の指示を行います。 ・作業部会において取り組みの見直し策を検討し、推進会議に提案します。
実施 （Do）	・全職員	・目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。
点検 （Check）	・推進員 ・作業部会 ・庶務	・推進員の報告により庶務で実施状況を確認するとともに、課題及び解決策の提案を受けます。その結果を作業部会に報告します。
改善 （Action）	・推進員 ・作業部会 ・庶務	・問題点・課題を洗い出し、取組みの見直しについて検討します。 ・実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施することも検討し、課題の解決に努めます。

6.4　計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、本町の広報紙やホームページなどで毎年公表します。

6.5　職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板等を利用した呼びかけをすることにより計画の進行状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を公表し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

資　料　編

• 排出量算定方法　・・資料-1
• 本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト　・・・・・・・・・・・・・資料-2
• 用語集　・・・資料-6

資　料　編

排出量算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO_2）の排出量算定

CO_2 排出量　＝　燃料使用量　×　単位発熱量　×　排出係数　×　44/12 注1)

（kg-CO_2）　（L 等）　（MJ/L 等）　（kg-C/MJ）　（kg-CO_2/ kg-C）

表２　燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	①単位発熱量	②排出係数	①×②
ガソリン（L）	34.6（MJ/L）	0.0183（kg-C/MJ）	2.3217（kg-CO_2/L）
灯油（L）	36.7（MJ/L）	0.0185（kg-C/MJ）	2.4895（kg-CO_2/L）
軽油（L）	37.7（MJ/L）	0.0187（kg-C/MJ）	2.5850（kg-CO_2/L）
A 重油（L）	39.1（MJ/L）	0.0189（kg-C/MJ）	2.7096（kg-CO_2/L）
B 重油（L）	41.9（MJ/L）	0.0195（kg-C/MJ）	2.9959（kg-CO_2/L）
液化石油ガス（LPG）（kg）	50.8（MJ/kg）	0.0161（kg-C/MJ）	2.9989（kg-CO_2/kg）
液化石油ガス（LPG）（m^3）注2)	110.9（MJ/ m^3）	0.0161（kg-C/MJ）	6.5478（kg-CO_2/m^3）

注１：44/12＝CO_2 分子量/C 分子量
注２：活動量が m^3 の場合、50.8（MJ/kg）/0.458（m^3/kg）=110.9（MJ/m^3）を使用
　　日本 LP ガス協会ホームページ（http://www.j-lpgas.gr.jp/nnten/co2.html）
出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン　平成 27 年４月　環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO_2）の排出量算定

CO_2 排出量　＝　電気使用量　×　排出係数

（kg-CO_2）　（kWh）　（0.802kg-CO_2/kWh）注3)

注３：平成 27 年度の沖縄電力の排出係数
　　沖縄電力環境行動レポート 2016
　　（http://www.okiden.co.jp/corporate/eco/index.html）

本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト

①施設管理者用

本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト（施設管理者）

記載要領

①取り組み目標の有無	貴施設において取り組みの目標に掲げている場合は「○」、目標としていない場合は「×」を選択してください。
②重要度	貴施設における取り組みの重要度を入力してください。 重要である：3　　かなりある：2　　多少あり：1
③活動状況	取り組み状況を入力してください。 既に取り組んでいる：2　さらに取り組みが必要：1　取り組んでいない：0
④取り組み評価点の算出方法	各部署における「取り組み目標の有無」「重要度」「活動状況」をそれぞれ自己採点方式で評価する。 取り組み目標あり（○）　→　②重要度（1～3点）×③活動状況（0～2点） ＝評価点（最高6点） 目標設定なし（×）　→　評価点なし
⑤各分野の総合評価点	総合評価点（%）＝取り組みの評価点の合計÷（①取り組み目標の有無に丸（○）を付けた取り組み目標の数×6点）

取り組みの目標	⑤総合評価点
1. 事務作業等にあたっての取り組み	
電気の使用	
公用車の利用	
消耗品等の使用	
水の使用	
廃棄物の処理	
2. 施設管理にあたっての取り組み	
3. その他の取り組み	

1. 事務作業等にあたっての取り組み

①取り組み目標の有無		取り組みの目標	②重要度	③活動状況	④評価点（②×③）
	電気の使用	◇LED照明など、エネルギー効率の高い電気機器の購入			
		◇残業等におけるスポットライト照明（LED）の利用促進			
		◇作業環境に適した照度を計測し照明の間引きを検討			
		◇昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行			
		◇更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行			
		◇使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る			
		◇トイレには人感センサーの設置を検討			
		◇給湯器の適正な管理			
		◇冷房温度は27度を目安に温度設定の励行			
		◇冷房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用			
		◇扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める			
		◇空調設備の日常点検、フィルターの定期的な清掃			
		◇エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用			
	公用車の利用	◇ハイブリッド車、電気自動車などの低公害車の導入			
		◇エコドライブ5-5-5の実践			
		◇停車中におけるエンジンストップの実践			
		◇タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行			
		◇不必要な荷物は積まない			
		◇公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践			
		◇近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用			
	事務用消耗品等の使用	◇古紙配合率の高いコピー用紙の購入			
		◇再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入			
		◇グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入			
		◇用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）			
		◇使用済み封筒、ファイル等の再利用			
		◇資料の共有化を図り、個人もち資料の減量化の励行			
		◇資料ペーパーレス化の検討（電子化）			
		◇印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行			
		◇FAX送付状の省略化の励行			
		◇使用済みポスター等を名刺等に活用			
		◇使い捨て容器（割り箸、紙コップ、紙皿）などの購入や使用を控えることの周知徹底			
	水の使用	◇節水機器の導入の検討			
		◇水使用量の把握と節水の励行の周知徹底			
		◇ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用			
		◇雨水タンク等の保守管理の徹底			
		◇漏水を定期的にチェック			
		◇トイレに流水音発生器の設置を検討			
	廃棄物の処理	◇備品等は、修繕などにより極力長期間使用			
		◇イベント会場では、ごみ分別回収する			
		◇茶殻等生ごみの水切りを徹底			
		◇ごみ減量・リサイクルの施策を推進するための「一般廃棄物処理基本計画」を策定			

2. 施設管理にあたっての取り組み

①取り組み目標の有無		取　り　組　み　の　目　標	②重要度	③活動状況	④評価点（②×③）
	施設管理	◇環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備			
		◇太陽光発電や風力等、再生可能エネルギーの導入を検討			
		◇省エネルギー型の機器・設備の導入の推進			
		◇雨水等、水の有効利用の検討			
		◇屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進			
		◇バイオ燃料利活用の検討			
		◇自然光の有効利用			
		◇人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進			
		◇施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等の設置			
		◇蛍光灯に反射板フィルムを貼付			
		◇設置されている蛍光灯の適正本数の検討			
		◇LEDライトを積極的に導入			
		◇省エネルギー診断やESCO事業の活用を検討			
		◇既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切り替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入			

3. その他の取り組み

①取り組み目標の有無		取　り　組　み　の　目　標	②重要度	③活動状況	④評価点（②×③）
	その他	◇毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める			
		◇クールビズの実施			
		◇3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進			
		◇職員一人ひとりが、職場・地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える			
		◇職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れる			
		◇環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼び掛ける			
		◇新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける			
		◇職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取り組み（清掃活動など）を行う			
		◇環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりに努める			

②課（局）長用

本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト（課（局）長）

記載要領

①取り組み目標の有無	貴課（局）において取り組みの目標に掲げている場合は「○」、目標としていない場合は「×」を選択してください。
②重要度	貴課（局）における取り組みの重要度を入力してください。 重要である：3　　かなりある：2　　多少あり：1
③活動状況	取り組み状況を入力してください。 既に取り組んでいる：2　さらに取り組みが必要：1　取り組んでいない：0
④取り組み評価点の算出方法	各部署における「取り組み目標の有無」「重要度」「活動状況」をそれぞれ自己採点方式で評価する。 取り組み目標あり（○）　→　②重要度（1～3点）×③活動状況（0～2点） ＝評価点（最高6点） 目標設定なし（×）　→　評価点なし
⑤各分野の総合評価点	総合評価点（%）＝取り組みの評価点の合計÷（①取り組み目標の有無に丸（○）を付けた取り組み目標の数×6点）

取り組みの目標	⑤総合評価点
1. 事務作業等にあたっての取り組み	
電気の使用	
公用車の利用	
消耗品等の使用	
水の使用	
廃棄物の処理	
2. 施設管理にあたっての取り組み	
3. その他の取り組み	

1. 事務作業等にあたっての取り組み

①取り組み目標の有無		取り組みの目標	②重要度	③活動状況	④評価点（②×③）
	電気の使用	◇残業等におけるスポットライト照明（LED）の利用促進			
		◇昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行			
		◇更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行			
		◇使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る			
		◇給湯器の適正な管理			
		◇冷房温度は27度を目安に温度設定の励行			
		◇冷房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用			
		◇扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める			
		◇空調設備の日常点検、フィルターの定期的な清掃			
		◇エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用			
	公用車の利用	◇エコドライブ5-5-5の実践			
		◇停車中におけるエンジンストップの実践			
		◇タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行			
		◇不必要な荷物は積まない			
		◇公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践			
		◇近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用			
	事務用消耗品等の使用	◇古紙配合率の高いコピー用紙の購入			
		◇再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入			
		◇グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入			
		◇用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）			
		◇使用済み封筒、ファイル等の再利用			
		◇資料の共有化を図り、個人もち資料の減量化の励行			
		◇資料ペーパーレス化の検討（電子化）			
		◇印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行			
		◇FAX送付状の省略化の励行			
		◇使用済みポスター等を名刺等に活用			
		◇使い捨て容器（割り箸、紙コップ、紙皿）などの購入や使用を控えることの周知徹底			
	水の使用	◇水使用量の把握と節水の励行の周知徹底			
		◇ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用			
	廃棄物の処理	◇備品等は、修繕などにより極力長期間使用			
		◇イベント会場では、ごみ分別回収する			
		◇茶殻等生ごみの水切りを徹底			

2. 施設管理にあたっての取り組み

①取り組み目標の有無	取り組みの目標		②重要度	③活動状況	④評価点(②×③)
	施設管理	◇蛍光灯に反射板フィルムを貼付			
		◇設置されている蛍光灯の適正本数の検討			

3. その他の取り組み

①取り組み目標の有無	取り組みの目標		②重要度	③活動状況	④評価点(②×③)
	その他	◇毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める			
		◇クールビズの実施			
		◇3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進			
		◇職員一人ひとりが、職場・地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える			
		◇職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れ			
		◇環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼び掛ける			
		◇新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける			
		◇職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取り組み（清掃活動など）を行う			
		◇環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりに努める			

用語集

〈あ行〉

アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するとても有効な手段であるとされる。

A重油

重油は炭素と水素からなる炭化水素が主成分であるが、若干の硫黄分および微量の無機化合物などが含まれている。硫黄含有量はおよそ0.1～3.5質量％で、無機化合物は灰分にしておよそ0.03質量％以下である。

重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。

種類は動粘度によりA重油（JIS K 2205、1種）、B重油（同、2種）C重油(同、3種）の3種類に大別される。

ESCO事業

ESCOは、Energy Service Companyの略で、工場やオフィス、商業施設、公共施設などに対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性などを損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。温暖化対策にも寄与する新しい環境産業として注目を浴びている。

エコドライブ

車を運転する上で、エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなどで簡単に実施できる環境にやさしい自動車利用の実践をいう。

LED照明

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

LPG（液化石油ガス）

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。液化石油ガスは、大半を海外から輸入している。本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いがついている。マイナス42℃まで冷すと液体になり、体積が250 分の１と小さくなる。空気より重い。

温室効果ガス

二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、代替フロン類など(HFC、PFC、SF_6、NF_3)を指す。これらのガスは、太陽光により暖められた地表面より放射する熱を吸収し、大気を暖める。(詳細は10頁参照)

〈か行〉

環境保全活動

人間活動により環境破壊を防止し、自然保護や環境負荷低減のための取り組み。

クールビズ

冷房時の室温を28℃にした部屋でも、快適に過ごすことを目指す服装をいう。

グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。平成12年5月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

<さ行>

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

<た行>

太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式をいう。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態である。

電気自動車

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モータを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中にCO_2等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

<は行>

排出係数

活動の１単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する各温室効果ガスごとの排出量を算出することができる。

ハイブリッド車

エンジンと電動モータを組み合せた自動車。ハイブリッドシステムはシリーズハイブリッド（エンジンで発電し、電動モータのみで駆動）、パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを併用して駆動）、及びシリーズ・パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを適切に切り替えて駆動）に大別され、現在市販化されるものはパラレルハイブリッド及びシリーズ・パラレルハイブリッドが主流。

<ま行>

緑のカーテン

ヘチマ、ゴーヤーなどのつる性植物でつくる自然の日よけのこと。外観が緑色のカーテンを思わせることからこう呼ばれる。これらの植物をベランダや軒下で育てることで、真夏の暑い日差しを防ぐことができ、冷房に係る電力を削減することにつながる。

本部町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
平成 28 年度～平成 37 年度

平成 29 年 3 月

沖縄県本部町 総務課

〒905-0292　沖縄県国頭郡本部町字東 5 番地
TEL：0980-47-2101
FAX：0980-47-4576